

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等の修正に関する新旧対照表（修正箇所**朱書き**抜粋）令和８年８月公表

旧	新（修正版）
【上山市下水道施設包括的管理等事業 要求水準書】	
第４章 その他の事項＞第５節 事業契約終了時の措置 事業期間終了時又は、民間事業者の事由により、事業契約を解除・終了する際には、契約終了日前 180 日から 90 日までの間に、民間事業者は全施設・設備を対象に施設機能確認として、継続して運転管理することに支障のない状態(軽微な汚損・劣化、通常の経年変化によるものを含む)であることを確認し、事業終了日前 30 日以内に、確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、当市に提出するものとする。	第４章 その他の事項＞第５節 事業契約終了時の措置 事業期間終了時又は、民間事業者の事由により、事業契約を解除・終了する際には、契約終了日前 180 日から 90 日までの間に、民間事業者は全施設・設備(管路については、事業期間中に管路施設維持管理業務として業務を実施した範囲に限る)を対象に施設機能確認として、継続して運転管理することに支障のない状態(軽微な汚損・劣化、通常の経年変化によるものを含む)であることを確認し、事業終了日前 30 日以内に、確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、当市に提出するものとする。 なお、管路施設維持管理業務の施設機能確認報告書については、事業期間中に作成した月間業務実施報告書、年間業務実施報告書及び点検調査業務報告書を総括した内容とし、これを作成し当市へ提出することで施設機能の確認とする。
別紙 9 浄化槽保守点検業務仕様書＞3 保守点検 (1)保守点検は、<u>浄化槽使用者に対し点検開始を告げてから行うものとし、使用者及び施設利用者の安全に十分配慮して行うものとする。</u>	別紙 9 浄化槽保守点検業務仕様書＞3 保守点検 (1)保守点検は、使用者及び施設利用者の安全に十分配慮して行うと共に、苦情やトラブルの防止に努めなければならない。
別紙 16 工事監理業務仕様書＞3 業務内容 (1)業務対象工事の施工状況の確認等 記載なし	別紙 16 工事監理業務仕様書＞3 業務内容 (1)業務対象工事の施工状況の確認等 3)適用する基準については、別表 29 に示すものを基本とするが、業務対象工事に係る改築設計業務に適用した仕様を踏まえ、当市との協議により決定する。

旧	新（修正版）
【上山市下水道施設包括的管理等事業 事業契約書（案）】	
2 頁 第 1 章 総 則 第 4 条 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下本条において「保証の額」という。）は、次の各号に定める期間中、次の各号に定める金額の合計額としなければならない。なお、期間が複数重なる場合には、重なる期間中は各該当期間に係る次の各号に定める金額の合計額とする。 （1）事業期間中 当該年度のサービス対価 B、サービス対価 C 及びサービス対価 F の支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本条において「運転維持管理保証基準額」という。）の 10 分の 1 以上 （2）改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中 一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中、当該改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価 A の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本条において「各工事保証基準額」という。）の 10 分の 1 以上	2 頁 第 1 章 総 則 第 4 条 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下本条において「保証の額」という。）は、次の各号に定める期間中、次の各号に定める金額の合計額としなければならない。なお、期間が複数重なる場合には、重なる期間中は各該当期間に係る次の各号に定める金額の合計額とする。 （1）事業期間中 当該年度のサービス対価 B、サービス対価 C 及びサービス対価 F の支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本条において「運転維持管理保証基準額」という。）の 10 分の 1 以上 （2）改築設計業務又は改築工事業務の実施期間中 一工事に係る改築設計業務又は改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中、当該改築設計業務又は改築工事業務に係るサービス対価 A の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本条において「各工事保証基準額」という。）の 10 分の 1 以上
2 頁 第 1 章 総 則 第 4 条 記載なし	2 頁 第 1 章 総 則 第 4 条 6 第 2 項 1 号及び同項 2 号のうち改築設計業務にかかる契約保証金の免除については、上山市財務規則（平成 7 年規則第 1 8 号）第 1 1 3 条の規定に従うものとする。

17頁 第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第2節 スtockマネジメント計画作成業務 第36条 民間事業者は、前条第2項の各Stockマネジメント修繕・改築計画の作成後、第3項の改築実施基本協定の締結までに、当該Stockマネジメント修繕・改築計画の対象期間中に実施する改築設計業務及び改築工事業務のサービス対価Aの提案金額を算定し、当市に提出して当市の承諾を得るものとする。これにより算定する提案金額は、提案書類に民間事業者が記載した提案金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。	17頁 第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第2節 スtockマネジメント計画作成業務 第36条 民間事業者は、前条第2項の各Stockマネジメント修繕・改築計画の作成後、第3項の改築実施基本協定の締結までに、当該Stockマネジメント修繕・改築計画の対象期間中に実施する改築設計業務及び改築工事業務のサービス対価Aの提案金額を算定し、当市に提出して当市の承諾を得るものとする。これにより算定する提案金額は、提案書類に民間事業者が記載した提案金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。ただし、前条第5項に基づき、当市及び民間事業者が別途合意した場合は、別途合意した金額以内とするものとする。
--	---

18頁 第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第3節 設計業務 第37条 3 民間事業者は、設計業務の具体的な実施年度、業務対象、完了期限及び対応するサービス対価について、毎事業年度、当該年度に実施する設計業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙4（年度実施協定（設計業務））の様式による年度実施協定（設計業務）を締結する。年度実施協定（設計業務）に定める業務対象（ただし耐震補強設計業務を除く）に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築設計業務に要する費用の金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって年度実施協定（設計業務）を変更する場合はこの限りでない。	18頁 第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第3節 設計業務 第37条 3 民間事業者は、設計業務の具体的な実施年度、業務対象、完了期限及び対応するサービス対価について、毎事業年度、当該年度に実施する設計業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙4（年度実施協定（設計業務））の様式による年度実施協定（設計業務）を締結する。年度実施協定（設計業務）に定める業務対象（ただし耐震補強設計業務を除く）に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築設計業務に要する費用の金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって必要に応じて改築実施基本協定又は年度実施協定（設計業務）を変更する場合はこの限りでない。
---	---

20頁 第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務 第41条 3 民間事業者は、改築工事業務の具体的な実施年度、業務対象（工事名、工事区分）、完成期限及び対応するサービス対価等について、毎事業年度、当該年度に実施する改築工事業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙5（年度実施協定（改築工事業務））の様式による年度実施協定（改築工事業務）を締結する。年度実施協定（改築工事業務）に定める業務対象に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築工事業務に要する費用の金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって年度実施協定（改築工事業務）を変更する場合はこの限りでない。	20頁 第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務 第41条 3 民間事業者は、改築工事業務の具体的な実施年度、業務対象（工事名、工事区分）、完成期限及び対応するサービス対価等について、毎事業年度、当該年度に実施する改築工事業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙5（年度実施協定（改築工事業務））の様式による年度実施協定（改築工事業務）を締結する。年度実施協定（改築工事業務）に定める業務対象に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築工事業務に要する費用の金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって必要に応じて改築実施基本協定又は年度実施協定（改築工事業務）を変更する場合はこの限りでない。
--	--

29頁 第7章 対価の支払 第59条 民間事業者は、処理場施設等更新・耐震化業務（耐震診断業務及び改築工事業務を除く。以下本条において同じ。）及び管路施設更新支援業務並びに1件200万円以上の各改築工事業務については、保証事業会社との間で、処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務については各業務それぞれの委託完了の時期、各改築工事業務については本件各工事の引渡完了日を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下本条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を当市に寄託して、各業務それぞれにつき、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、次の各号に規定する限度額内で前払金の支払を当市に請求することができる。 （1）処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務は、サービス対価のうち当該各業務それぞれに係る対価（特別調査に係る費用を除き、以下「各業務前払金基準額」という。）の10分の3以内。 （2）改築工事業務は、サービス対価Aのうち当該各改築対象施設の改築工事業務に係る対価（以下「各工事前払金基準額」という。）の10分の4以内	29頁 第7章 対価の支払 第59条 民間事業者は、処理場施設等更新・耐震化業務（耐震診断業務及び改築工事業務を除く。以下本条において同じ。）及び管路施設更新支援業務並びに1件200万円以上の各改築工事業務については、保証事業会社との間で、処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務については各業務それぞれの委託完了の時期、各改築工事業務については本件各工事の引渡完了日を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下本条において「保証契約」という。）を締結し、又は受託企業をして保証契約を締結させ、その保証証書を当市に寄託して、各業務それぞれにつき、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、次の各号に規定する限度額内で前払金の支払を当市に請求することができる。 （1）処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務は、サービス対価のうち当該各業務それぞれに係る対価（特別調査に係る費用を除き、以下「各業務前払金基準額」という。）の10分の3以内。 （2）改築工事業務は、サービス対価Aのうち当該各改築対象施設の改築工事業務に係る対価（以下「各工事前払金基準額」という。）の10分の4以内
---	--

30頁 第7章 対価の支払 第60条 民間事業者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を当市に寄託しなければならない。 2 民間事業者は、前項に規定する場合のほか、前条第6項の規定により各業務前払金基準額又は各工事前払金基準額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに当市に寄託しなければならない。	30頁 第7章 対価の支払 第60条 民間事業者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、又は受託企業をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を当市に寄託しなければならない。 2 民間事業者は、前項に規定する場合のほか、前条第6項の規定により各業務前払金基準額又は各工事前払金基準額が減額された場合において、保証契約を変更し、又は受託企業をして保証契約を変更させたときは、変更後の保証証書を直ちに当市に寄託しなければならない。
---	---

34頁 第8章 契約期間及び契約の終了 第66条 第2項の違約金は、同項各号のいずれかに該当した日（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合には、前各号に掲げる者が本契約を解除した日をいう。以下本条において「第2項各号該当日」という。）が属する期間に応じて、次の各号の定める金額（第63条第3号の規定により本契約が解除された場合であって、基本協定書第11条により当市に対して違約金又は賠償金が支払われたときは、当該支払済みの金額を控除した金額）とする。なお、該当日が属する期間が複数重なる場合には、各該当期間に係る次の各号に定める金額の合計額とする。 （1）事業期間中 第2項各号該当日が属する事業年度のサービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Fの支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の10分の1 （2）改築設計業務<u>及び</u>改築工事業務の実施期間中 一工事に係る改築設計業務<u>及び</u>改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中に、第2項各号が該当した場合、各期間に対応する改築設計業務<u>及び</u>改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の10分の1	34頁 第8章 契約期間及び契約の終了 第66条 第2項の違約金は、同項各号のいずれかに該当した日（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合には、前各号に掲げる者が本契約を解除した日をいう。以下本条において「第2項各号該当日」という。）が属する期間に応じて、次の各号の定める金額（第63条第3号の規定により本契約が解除された場合であって、基本協定書第11条により当市に対して違約金又は賠償金が支払われたときは、当該支払済みの金額を控除した金額）とする。なお、該当日が属する期間が複数重なる場合には、各該当期間に係る次の各号に定める金額の合計額とする。 （1）事業期間中 第2項各号該当日が属する事業年度のサービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Fの支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の10分の1 （2）改築設計業務<u>又は</u>改築工事業務の実施期間中 一工事に係る改築設計業務<u>又は</u>改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中に、第2項各号が該当した場合、各期間に対応する改築設計業務<u>又は</u>改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の10分の1
--	--

別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更 > (1) 物価変動等による改定 ②調達管理業務のうち薬品費（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素）について エ 改定対象年度の前年度の<u>4月</u>から3月までに公表された指数の<u>平均値</u>に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。	別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更 > (1) 物価変動等による改定 ②調達管理業務のうち薬品費（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素）について エ 改定対象年度の前年度の3月までに公表された<u>最新</u>の指数に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。
別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更 > (1) 物価変動等による改定 ③それ以外の費用について イ 対象となるサービス対価それぞれについて、見直し時の指標と前回改定時（第1回目の改定は公募開始日である<u>令和8年3月31日</u>時点で公表されている直近）の指標を比較し、各指標の毎年の変動率が、±1%に満たない場合、及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、民間事業者は毎年当該指標について、当市へ書面により報告を行うものとする。	別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更 > (1) 物価変動等による改定 ③それ以外の費用について イ 対象となるサービス対価それぞれについて、見直し時の指標と前回改定時（第1回目の改定は公募開始日<u>から過去1年間の平均値</u>）の指標を比較し、各指標の毎年の変動率が、±1%に満たない場合、及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、民間事業者は毎年当該指標について、当市へ書面により報告を行うものとする。

別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更 > (1) 物価変動等による改定> ③それ以外の費用について 表内 ・サービス対価 B (対象施設：上山市浄水センター他) >指標 <u>企業向けサービス価格指数：日本銀行</u> ・<u>企業向けサービス価格指数</u> ・<u>下水道</u> ・サービス対価 B (対象施設：公共下水道事業の管路施設他) >指標 <u>企業向けサービス価格指数：日本銀行</u> ・<u>企業向けサービス価格指数</u> ・<u>下水道</u> ・サービス対価 B (対象施設：合併処理浄化槽) >指標 <u>企業向けサービス価格指数：日本銀行</u> ・<u>企業向けサービス価格指数</u> ・<u>下水道</u>	別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更 > (1) 物価変動等による改定> ③それ以外の費用について 表内 - サービス対価 B (対象施設：上山市浄水センター他) >指標 賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・時系列表第 1 表 賃金指数 ・事業所規模 5 名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額 ・サービス対価 B (対象施設：公共下水道事業の管路施設他) >指標 国内企業物価指数：日本銀行 ・国内企業物価指数 ・はん用機器 ・サービス対価 B (対象施設：合併処理浄化槽) >指標 賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・時系列表第 1 表 賃金指数 ・事業所規模 5 名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
--	--

別紙 9 不可抗力による損害等の負担割合

2 改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中

一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中に不可抗力が生じ、当該改築設計業務又は改築工事業務に関して民間事業者が損害が発生した場合、合理的な範囲における損害に関しては、各期間に対応する改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本号において「設計工事期間中の不可抗力負担基準額」という。）の100分の1に至る金額までは民間事業者が負担し、これを超える金額については当市が負担する。なお、各期間が複数重なるときに不可抗力が生じた場合には、各該当期間に係る設計工事期間中の不可抗力負担基準額の合計額の100分の1に至る金額までは民間事業者が負担し、これを超える金額については当市が負担する。

ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち、設計工事期間中の不可抗力負担基準額（各期間が複数重なるときに不可抗力が生じた場合には、各該当期間に係る合計額）の100分の1を超える部分を当市の負担部分から控除する。

別紙 9 不可抗力による損害等の負担割合

2 改築設計業務又は改築工事業務の実施期間中

一工事に係る改築設計業務又は改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中に不可抗力が生じ、当該改築設計業務又は改築工事業務に関して民間事業者が損害が発生した場合、合理的な範囲における損害に関しては、各期間に対応する改築設計業務又は改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本号において「設計工事期間中の不可抗力負担基準額」という。）の100分の1に至る金額までは民間事業者が負担し、これを超える金額については当市が負担する。なお、各期間が複数重なるときに不可抗力が生じた場合には、各該当期間に係る設計工事期間中の不可抗力負担基準額の合計額の100分の1に至る金額までは民間事業者が負担し、これを超える金額については当市が負担する。

ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち、設計工事期間中の不可抗力負担基準額（各期間が複数重なるときに不可抗力が生じた場合には、各該当期間に係る合計額）の100分の1を超える部分を当市の負担部分から控除する。

旧	新（修正版）
【上山市下水道施設包括的管理等事業 様式集 参考見積書】	
【様式 4-9-2】 参考見積内訳書 セル B4 ・黄色セルに提案金額を入力してください。	【様式 4-9-2】 参考見積内訳書 セル B4 ・黄色セルに提案金額（改築工事業務については、当該年度に完成し出来高として計上される工事額（出来高ベース））を入力してください。
【様式 4-9-4】 改築設計業務及び改築工事業務費内訳表 セル B4 ・黄色セルに提案金額を入力してください。	【様式 4-9-4】 改築設計業務及び改築工事業務費内訳表 セル B4 ・黄色セルに提案金額（当該年度に完成し出来高として計上される工事額（出来高ベース））を入力してください。
【様式 4-9-5】 年度別サービス対価の支払予定表 セル B4 ・黄色セルに提案金額を入力してください。	【様式 4-9-5】 年度別サービス対価の支払予定表 セル B4 ・黄色セルに提案金額（改築工事業務については、各年度の前払金と残余分を区分して記載してください）を入力してください。